

平成30年7月13日

平成30年度 第2回全国健康保険協会福岡支部評議会

資料3

平成29年度の福岡支部の収支について

1. 支部別収支作成の目的

- 平成29年度における都道府県別医療費等の実績が明らかになったことから、この実績を用いて、平成29年度の各支部における収支差を算出しました。
- 平成29年度の都道府県単位保険料率は、2年前の平成27年度の実績の医療費や総報酬額をもとに収支を見込んだうえで算定していますが、今回の支部別収支の収支差は、**医療費等が料率算定時の見込みからどの程度乖離したかを表したもの**になっています。
- **支部別収支の収支差は、2年後の都道府県単位保険料率の算定の際に精算することとされており、この精算すべき額を算出することを目的**としています。
- 平成29年度の支部別収支差がプラスの場合は、平成31年度の保険料率算定時にその額を収入にプラスすることになり、**保険料率を引き下げる方向**に働き、逆にマイナスの場合には、その絶対値を支出にプラスすることになりますので、**保険料率を引き上げる方向**に働くこととなります。

(今回の支部別収支の収支差は、平成31年度の都道府県単位保険料率の算定の際に精算することになります。)

次ページに、全国の収支と福岡支部の収支について掲載いたします。

平成29年度決算見込みに基づく福岡支部における収支差：②福岡支部の収支差

2. 福岡支部の収支差

(百万円)

	収入						支出													収支差					
	保険料収入		その他収入		債権回収 以外	債権回収	計	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)					現金給付費等 (国庫補助等を除く)	前期高齢者 納付金等 (国庫補助を除く)	業務経費 (国庫補助を除く)	一般管理費 (国庫負担を除く)	その他支出	平成27年度の 収支差の精算	特別計上分 (業務経費の 別掲)	計	計	全国平均分	地域差分		
	一般分								医療給付費 (A)-(B)	医療給付費 (A)	震災特例分(B)													年齢調整額	所得調整額
								平成27年度の 協会手当分 (B1)	波及増分 (B2)																
全国計	8,797,446	8,795,250	16,509	5,112	11,397	8,813,955	4,511,222	4,511,222	4,513,199	132	1,845				388,754	3,287,482	114,239	35,440	28,124	0	72	8,365,333	448,622	448,622	0
40 福岡	414,240	414,139	850	236	613	415,090	215,465	230,848	230,848						17,960	151,881	5,278	1,637	1,299	▲267	0	393,254	21,836	20,726	1,110

① ② ③

(注) 1. 年齢調整額、所得調整額、激変緩和のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
 2. 債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
 3. 医療給付費は、東日本大震災及び熊本地震による窓口負担減免措置に伴う平成29年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
 4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う平成27年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。
 また、(B2)は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(波及増分)を表す。
 5. 「平成27年度の収支差の精算」は、平成27年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
 6. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わらう。
 ※ 熊本地震に伴う波及増分(B2)は対応を検討中。

➤ 収支差にかかる内容について

- ① 福岡支部の収支差：約218億3,600万円
- ② 全国の収支差(約4,486億円)を総報酬按分した額：約207億2,600万円
- ③ 平成31年度保険料率算定時に精算すべき額(①-②)：約11億1,000万円

平成31年度保険料率算定時に
収入にプラスされる



福岡支部における平成29年度の地域差分約11.1億円は、平成31年度保険料率算定の際には、平成29年度の総報酬額での計算で約0.03%の料率引き下げに働くこととなる。